

## 第176回 石川県都市計画審議会

令和5年8月22日(火) 10時00分から

石川県庁舎 11階 第1109 会議室

◎事務局 : 定刻になりましたので、ただいまから、第176回石川県都市計画審議会を開催いたします。傍聴の方は受付でお渡しした傍聴注意事項を厳守いただき、審議会の秩序の維持に御協力をお願いいたします。

はじめに、事務局を代表いたしまして、鈴木土木部長からご挨拶を申し上げます。

◎鈴木部長 : 皆様おはようございます。委員の皆様方におかれましてはご多忙の中、また暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今回、新任の方もいらっしゃると思いますので、この都市計画審議会ですけれども、土地利用と道路・公園等の都市施設を一体的に計画して、その整備を進めていくということで、委員の皆様方の高いご見識に基づいてご審議いただき、今後の整備につなげていくという審議会でございます。

直近の例で申し上げますと、県立図書館と金沢美大のところですが、平成28年に本審議会でご審議いただきまして、小立野台からもりの里までつながる道路を決めさせていただきました。今年の夏には、図書館は開館から1周年を迎え、100万人を超える方にご利用いただき、先月の20日には、道路はまだ暫定的ではありますが、小立野台からもりの里までつながり、多くの方にご利用いただいているところであります。今月末を目標に、きっちりした形で道路は仕上げたいと思っております。

現地をご覧になった方はご存じかと思いますが、道路もゆったりとらせていただいて、県の図書館それから金沢市の美大も建物の景観や緑に配慮していただいて、これまでとは全く違った街のような風景になっておりますので、ぜひ委員の皆様方もお時間あるときに一度ご覧いただければと思います。

さて本日は、羽咋都市計画道路の変更、白山都市計画公園の変更、白山市内における産業廃棄物処理施設に関する案件についてご審議いただくこととしております。何卒慎重なご審議の上、よりよい方向に導いていただきますようお願いいたします。私からの挨拶といたします。どうぞよろしく申し上げます。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。A4、1枚紙の議事次第、A4で冊子となっております第176回石川県都市計画審議会報告及び議案書をお配りしております。資料の不足などございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

また、本日は、タブレットをご用意しております。タブレットには、後ほど、ご審議いただく議案の説明用資料が入っておりますので、お手元の議案書と併

せてご覧ください。タブレットの使用方法についてご説明いたします。画面を指で右から左に動かしますとページが進みます。逆に、左から右に動かしますとページが戻ります。2本指で画面に触れたまま広げると拡大、狭めると縮小することができます。操作方法について、ご不明な点がございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは早速ですが、議事次第に沿って進めてまいります。

議事次第の2の委員交代の報告についてでございます。議案書の1ページをご覧ください。人事異動等により、次の方に新たに委員に就任いただいております。学識経験者の委員として、JA石川県女性組織協議会副会長の山口範子様にご就任いただきました。関係行政機関の委員として、北陸地方整備局長の遠藤仁彦様にご就任いただきました。県議会議員の委員として、石川県議会議員の一川政之様にご就任いただきました。次に、2ページをお開きください。市町村の議会の議長を代表する委員として、石川県市議会議長会会長の高誠様と石川県町村議会議長会会長の七田満男様にご就任いただきました。また、臨時委員については、北陸財務局長の金森敬様と中部経済産業局長の寺村英信様、北陸信越運輸局長の佐橋真人様にご就任いただきました。委員の変更についてのご報告は以上でございます。

なお、本日の審議会には、出席依頼委員20名中、14名の委員の方々にご出席いただいております。

それでは、ここからの議事進行につきましては、川上会長にお願いしたいと存じます。川上会長、よろしくお願いたします。

◆川上会長： 本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、審議に移りたいと存じます。引き続き、お手元の議事次第にそって議事を進めさせていただきます。

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席依頼委員20名中、14名のご出席をいただいておりますので半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は田尻委員と端委員にお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： それでは、前回第175回審議会の結果についてご報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。

前回承認する旨答申のありました、議第1615号石川県眺望計画変更案の意見聴取につきましては、令和4年3月31日に都市計画変更の県告示がなされたことをご報告いたします。

以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長： 今回の審議会には、4ページにありますように3件の議案が付議されております。早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。委員の皆様におかれましては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第1616号羽咋都市計画道路の変更についてを上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それでは、議第1616号羽咋都市計画道路3・5・2号南通り線の変更についてご説明いたします。議案書は5ページ、図面は6ページとなります。お手元のタブレットには、正面スクリーンと同じものをご用意しておりますので、そちらもご利用ください。

今回対象となる路線の位置図になります。図の中央部にJR七尾線の羽咋駅がございます。赤色で示す都市計画道路南通り線は、JR羽咋駅の駅前広場を起点に市街地を東西に連絡する延長1,480m、2車線、幅員15mの道路です。

今回の計画変更の概要について、ご説明いたします。羽咋市では、JR羽咋駅周辺におけるまちづくりの核となる羽咋市にぎわい交流拠点の整備を進めており、公共交通の利用促進と利便性向上を図るため、拠点施設前にバス停を新設することとしております。これに併せ、安全で円滑な道路交通確保を図るため、川原町テ地内に、バス停留所バスベイ型を設けることとし、約40mの区間について、幅員の変更を行うものです。こちらが、変更区間の拡大図となります。赤色の実線が、現在の都市計画決定になっております。黒色の破線で示しているのが、センターラインです。1車線3mの2車線道路で、1.5mの停車帯、3mの歩道とし、総幅員15mの道路となっております。今回、バス停は、羽咋市にぎわい交流拠点側のみ設ける計画となっております。バス停留所は、中央部のピンクで着色した三角形の切り込み型の形状としております。幅員3.5m、長さ40mとし、バス停留所の形状にあわせて歩道が施設側に張り出す形となり、赤色の破線が変更後の都市計画決定の線となります。

上段が一般部の断面図、下段が変更区間の断面図となります。変更区間40mについて、三角形の切り込み型のバス停留所を設けることから、最低15m、最大18.5mの幅員となります。

こちらは、羽咋市にぎわい交流拠点の完成イメージパースとなります。現在、羽咋市にて、中央にあります交流・広場機能等を有する建物本体を建築中です。図書館や屋内公園、多目的ホールが整備され、令和6年夏のオープン予定となっております。右手の建物と屋根続きになっている三角形の屋根の部分が、新しく設けるバス停留所となります。最後に、本案件は令和5年6月2日から6月16日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上で、羽咋都市計画道路南通り線の変更について説明を終わります。

◆川上会長： 只今の事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。い

かがでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、特にご意見、ご質問ございませんようですので、本案はご承認されたものといたします。

それでは、議第1617号白山都市計画公園の変更についてを上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局 : それでは、議第1617号白山都市計画公園6・6・2号手取公園の変更についてご説明いたします。議案書は7ページ、図面は8ページとなります。

まず、手取公園の概要をご説明いたします。6・6・2号手取公園は、手取川の河口付近に位置し、手取川と日本海に面した、優れた景観と豊かな自然環境を保全し、地域の方々のスポーツやレクリエーションの場とすることを目的に、都市計画決定されております。

手取公園は、昭和53年に決定され、現計画面積は62.7haとなっております。和波・平加園地には、クロマツの樹林が自然保全園地として整備され、グラウンドゴルフ場やウォーターガーデンプールがございます。また、美し河原園地には多目的広場、湊スポーツ園地には野球場やサッカー場などの運動施設があり、右岸園地には芝生広場が整備されています。今回変更するのは、手取川左岸に位置する湊スポーツ園地となります。

こちらは、湊スポーツ園地の拡大図となります。湊スポーツ園地は、手取川本川と支川の西川、熊田川に囲まれたエリアに、サッカー場、野球場、体育館、テニスコートなどの運動施設が整備されております。国では、手取川の河川整備の一環として、西川と熊田川の合流点にそれぞれ樋門を設置する計画がございます。樋門とは、本川の水位が高くなった時に、本川の水が堤内地側に逆流しないように設ける施設のことです。こちらの右上にあります図が樋門のイメージ図となっております。

こちらは、樋門を設置した完成イメージパースとなっております。西川と熊田川にそれぞれ1箇所ずつ、計2箇所の樋門を設けます。

黒色の実線で囲み、薄い緑色で着色したエリアが、現在の都市計画決定区域となっております。整備する樋門は都市公園の開設区域内に設けられることになり、都市公園法に基づく占用許可が必要となります。しかし、樋門は占用できる河川管理施設に該当しないため、許可することができない施設となりますので、開設区域から除外する必要があります。これに伴い、都市計画決定区域からも除外することといたします。

西川、熊田川ともに、樋門設置に係る区域を削除いたします。また、県では西川の河川拡幅を予定していることから、拡幅で河川となる部分についても、あわせて公園区域から削除いたします。一方、現在の決定において、手取川の河川堤防は、公園区域に含んでおります。今回、樋門設置に伴い、手取川の河川堤防の線形が変更となりますので、画面中央部の赤色で着色した河川堤防部を一部区域に追加いたします。また、熊田川の区域削除に伴い、公園としての一体性が損なわれるため、熊田川樋門の上流に位置する、通路を区域に追加し、公園の一体性を確保いたします。

こちらは、計画平面図です。青色で着色した箇所が削除、赤色で着色した箇所が追加となり、公園区域を62.7haから60.7haに変更することといたします。最後に、本案件は令和5年6月30日から7月14日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上で、白山都市計画公園手取公園の変更について説明を終わります。

◆川上会長： 只今の事務局の説明について、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

多少、公園面積は減りますが、それに伴う問題は特にはないですか。

◎事務局： そうですね。一体性という意味ではクリアされていますので、問題はないと思っております。

◆川上会長： はい。いかがでしょうか。

それでは、特にご意見、ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは、議第1618号白山市竹松町地内における特殊建築物の位置についてを上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それでは、議第1618号白山市竹松町地内における特殊建築物の位置についてご説明いたします。議案書は9ページ、図面は10ページとなります。

産業廃棄物処理施設の設置許可についてですが、建築基準法第51条において、都市計画区域内における産業廃棄物処理施設などの特殊建築物は、その敷地の位置が都市計画決定しているものでなければ、建物を新築・増築することはできないとされています。ただし、その敷地の位置について、県都市計画審議会が都市計画上支障ないと認め、白山市などの特定行政庁が許可した場合に、新築・建築できるとされております。今回、新たに許可の申請があったことから、その敷地位置の支障の有無について、本審議会に付議するものであります。

今回対象となる施設の位置図になります。金沢外環状道路海側幹線に交差して、一般県道倉部金沢線がございます。この道路の西側に、松任海浜公園に向かう途中にあります、赤色で示した施設が、今回ご審議いただく廃棄物処理施設の株式会社兼子になります。施設面積は、約3,073㎡で、都市計画区域の市街化調整区域に位置しております。

産業廃棄物処理施設は、生活環境に与える影響が大きいことから、取扱品目ごとに、処理能力が一定規模を超える場合、許可が必要となります。今回の案件については、これまで建築基準法第51条ただし書許可を要しない廃プラスチック類の圧縮や、廃棄物に該当しない有価物の加工を行っていたのですが、事業範囲を拡大し、1日5tを超える廃プラスチック類や木くずの破碎処理を行う予定であることから、新たに許可が必要となり、本審議会に付議するものであります。

こちらは、施設の配置図です。県道に面して、搬出入口が設けられています。取扱品目や処理能力が強化されますが、建物や機械の新設等はなく、既存の施設をそのまま使います。許可の対象となるのは、赤色で示した、上の圧縮機Ⅰと破砕機の2つになります。

圧縮機Ⅰは破砕してから圧縮する機械で、破砕機は破砕する機械です。どちらも廃プラスチック類や木くずの破砕処理を行います。

都市計画上の判断についての考え方は、大きく三つあります。一つ目は土地利用計画との整合が図られているか。二つ目は搬入搬出経路が確保されているか。三つ目は敷地周囲は修景や敷地外との遮断がなされているかという視点で、支障の有無を確認することとしております。なお、騒音、振動など環境上の判断に関しては、県生活環境部で審査がなされているところでございます。

土地利用計画上との整合についてです。当施設は、都市計画上の市街化調整区域内に位置しております。施設近隣は、工業専用地域に指定されており、松任食品加工団地などがございます。近隣の住環境に与える影響も少なく、これまでも大きなトラブルなども無いことから、土地利用上の支障はないと判断しております。

次に、搬入・搬出経路の確保についてです。搬入・搬出経路は、一般県道倉部金沢線より行うこととなります。倉部金沢線の幅員は、約25mの片側2車線の道路であり、十分な幅員が確保されておりますので、搬入搬出に支障はないと考えております。

次に、敷地周囲の修景についてです。建物がない青色の箇所には、高さが約4mの鋼板製のフェンスを設置しております。下に実際の写真がございます。このフェンスと建物により、敷地内と外とを遮断していることから、修景上の問題はないと判断しております。

最後に、関係機関等との調整状況をご説明いたします。今回の申請にあたっては、隣接する土地および建物所有者に対する説明を終え、合意形成が図られております。騒音、振動等の生活環境上の支障の有無等については、県生活環境部の事前審査を終え、影響はないと評価されております。また、白山市による都市計画上の観点からの審査も終え、支障はないとの意見をいただいております。以上のことから、本案件については、都市計画上支障はないと判断しております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の事務局の説明について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

◆池本委員： 一つ教えていただきたいのですが、圧縮機と破砕機の能力が大きく違っているのですが、破砕機の能力に応じた分だけしか当面はやらないということなのか、破砕されたものを外から搬入される可能性があるということなのか、どちらなのでしょう。

◎事務局 : 今回については、災害発生時や緊急時に対応するため、処理能力を大きなもので許可を受けるための申請となっております。通常の場合の取り扱い量については今までと変更はありません。

◆池本委員 : わかりました。聞いたのは、圧縮機的能力分だけ搬入されると、非常にたくさんトラックが出入りすることになるかなと思ったのですが、それはないということですね。

◎事務局 : 基本はないです。

◆池本委員 : はい、わかりました。ありがとうございます。

◆川上会長 : 他にございませんでしょうか。

◆中村委員 : 外との遮断の関係で、フェンスが全体を囲んでいないのは、建物で遮断されているということでしょうか。

◎事務局 : そうです。こちらの赤い枠で囲ったところが敷地になりまして、青いところ以外については建物の壁がございますので、建物で遮断されていると判断しております。

◆中村委員 : そうすると将来的に、建物の改築等で形状が変わる場合には、フェンスも拡張していただけると、そういうことになっているのですね。

◎事務局 : おそらくそうだと思います。建築について増築する場合には新たに許可を出していただくことになるので、その時にまた許可することになると思います。

◆中村委員 : 近くに食品の加工の工場がいくつかあったりしますが、今見せていただいた資料からすると、全て室内の作業ということなので、そういった食品加工の工場のほうに何か衛生的に影響が出るとか、そういったことは全く考えなくてもよろしいということでしょうか。

◎事務局 : そうですね。現状としましても、近隣住民の方もそうですし、近隣の企業様からもそういった苦情等はありませんので、問題ないと思っております。

◆中村委員 : わかりました。ありがとうございます。

◆川上会長 : はい。今のフェンスの件ですけど、修景という形でみて問題ないので現況そのものでということですが、普通、修景と考えると、もう少し植栽があったり、

塀を作るとしても後退をしてということを考えるのですけれど、工業地帯の近くにあるような施設で、周りに住宅地も少ないということで、そういう点から修景上問題ないという形ですか。

◎事務局 : そのように判断しております。

◆川上会長 : 一定の工場規模等だと植栽が義務付けられたりしますが、ここはそういう対象にはなっていないということですか。

◎事務局 : 会長がおっしゃったように、工場立地法により、工場敷地内の緑地の設置義務が定められているのですが、当該施設は対象規模以下でありますので、そういった義務付けもなく、地区計画による規定もございませんので、緑化の設置義務はないというのが実情になっております。

◆川上会長 : わかりました。もう既に設置されているわけなのですが、感想を言いますと、せっかくこういう中央分離帯のある立派な道路に近接して、工場が高い塀を建てているというのはあまり見栄えがよくないですね。やむを得ないのかもしれませんが。

他にご意見等ございませんでしょうか。

◆中村委員 : 本体とは関係ないのかもしれないのですが、左下の写真のフェンスの外側に箱みたいなものが置いてあるのですが、上からの図で見ると倉庫のような建物に見えるのですが、これはどういうふうに理解すればよいか。敷地内のものでしょうか。

◎事務局 : 持込用のリサイクルボックスです。

◆中村委員 : そうなのですね。市民の方がここに入れてくださいといったものなのですね。川上先生が言われたことも気になっていて、今は周りが田んぼなのであまり思わないかもしれませんが、将来的にこの辺りに少し建ったりする可能性が出てきたときに、義務はないけれども、行政として今後同じようなことがあれば、より良い見栄えのためにぜひご提案いただければと思います。

◆川上会長 : ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

他に特にご意見、ご質問ないようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

次に、事務局の方から、1件の報告事項がありますので、説明願います。

◎事務局 : 報告事項資料都市計画決定案件市町決定一覧表をご覧ください。こちらは、前回第175回審議会の令和4年3月1日以降に、市町において決定告示され

た案件の一覧でございます。金沢都市計画下水道の変更を始めとして、全部で22件ございます。上段の表に内訳がございますが、土地利用に関する案件が14件、都市計画道路などの都市施設が7件、市街地開発事業が1件となっております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の事務局の説明についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。特に意見ございませんようですので、以上で、本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは進行を事務局にお返しします。

◎事務局： 厳正なるご審議、誠にありがとうございました。  
以上をもちまして、第176回石川県都市計画審議会を閉会といたします。  
皆様どうもありがとうございました。